
プロジェクト **実務対応報告第 40 号「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」について**

項目 **金利指標置換後の取扱いに関する論点の再整理**

本資料の目的

1. 本資料は、第 171 回金融商品専門委員会（2021 年 10 月 20 日開催。以下「前回専門委員会」という。）及び第 468 回企業会計基準委員会（2021 年 10 月 25 日開催。以下「前回企業会計基準委員会」という。）に引き続き、実務対応報告第 40 号「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（以下「実務対応報告第 40 号」という。）の公表時（2020 年 9 月 29 日）に、公表から 1 年後に再度確認することとしていた金利指標置換後の取扱いについて、論点を再度整理するとともに、ASBJ 事務局の対応案を示すことを目的としている。

ASBJ 事務局が識別した論点の再整理

2. 前回専門委員会及び前回企業会計基準委員会では金利指標置換後の再度の確認を行うにあたり、実務対応報告第 40 号の公表後に生じた事象から事務局で整理した論点として次の 3 つを識別し、それぞれについて分析を行うべきと考えた点を示した¹。

- (1) 米ドル LIBOR の翌日物、1 か月、3 か月、6 か月及び 12 か月物について、公表停止時期が 2021 年末から 2023 年 6 月末に延期された。

これについて、実務対応報告第 40 号の特例的な取扱いの期限（2023 年 3 月 31 日）までに後継金利への移行が間に合わないケースとして、どのような場合が想定されるか等について、分析を行う必要があると考えられていた。

- (2) 英国金融行為規制機構（英国 FCA）は、代替金利指標への移行が困難な既存契約（タフレガシー）へのセーフティーネットとして、日本円建 LIBOR 及び英ポンド建 LIBOR の一部のターム物について、市場データを用いて算出する擬似的な LIBOR（以下「シンセティック LIBOR」という。）を構築するための権限を行使することを 2021 年 9 月に公表した。なお、シンセティック

¹ この他、銀行業におけるオープン・ポートフォリオ・ヘッジに関する意見も頂いているが、これらについては、基本的には、これまで日本公認会計士協会の業種別委員会報告で取扱いが定められていたものである。

LIBOR の公表期間はそれぞれ次のとおりである。

- ① 日本円建シンセティック LIBOR は、2022 年 1 月から 2022 年 12 月末までの 1 年間
- ② 英ポンド建シンセティック LIBOR は 2022 年 1 月から 10 年間（ただし、毎年延長の要否について評価を行う。）

これについては、ASBJ 事務局は、現行の実務対応報告第 40 号の定めに従って判断を行うと考えられること及びタフレガシーに該当する例は、国内では一般的に多くないものと想定されることから実務対応報告第 40 号を改正して取扱いを明らかにするニーズは乏しい可能性があると考えられるとした。

- (3) 後継金利となるリスク・フリー・レートの特定期間や利用等の進捗状況は通貨ごとに異なる状況にあり、現時点では未だ不確実な点が多いと考えられる。そのため、米ドル以外の主要通貨も含めて、実務対応報告第 40 号の特例的な取扱いの期限の延期を検討すべきではないか。

これについては、(1)及び(2)の検討を行った上で、対応の必要性について検討を行うとした。

3. 以下では、前項で示した論点について、事務局で改めて調査を行った結果を示す。

(論点 1) 米ドル建 LIBOR の公表停止時期の延期

(米ドル建 LIBOR の公表停止時期の延期²の理由)

4. 米ドル建 LIBOR の公表停止時期の延期の理由に関しては、前回企業会計基準委員会資料で触れた市中協議文書及び 2021 年 3 月に LIBOR の運営機関（ICE Benchmark Administration ; IBA）が公表した市中協議文書に対するフィードバック・ステートメントでも明確に示されていない。
5. ただし、ASBJ スタッフの調査では、米ドル建 LIBOR については、次の点が識別された。

- (1) エクスポージャーが他の通貨建ての LIBOR に比べても巨大である。例えば、

² 本資料第 2 項(1)に記載したとおり、すべてのテナー（期間）について公表停止時期の延期がなされるわけではないが、本資料では一括して「米ドル建 LIBOR の公表停止時期の延期」と記載する。

LIBOR 利用状況調査結果概要（令和 3 年 5 月 19 日 金融庁・日本銀行）では、調査対象となった国内銀行等、証券会社及び保険会社合計 274 先の有する LIBOR 参照契約の規模が次のように示されている³。

	運用（全体）	調達（全体）	デリバティブ（全体）
円 LIBOR	27.1 兆円	11.4 兆円	2,047.9 兆円
ドル LIBOR	84.9 百億ドル (93.4 兆円)	12.5 百億ドル (13.8 兆円)	1,064.6 百億ドル (1,171.1 兆円)

（注：円 LIBOR は満期 2021 年 12 月末超、ドル LIBOR は満期 2023 年 6 月末超。ドル LIBOR の円換算額は、ASBJ 事務局が参考までに示したものであり、1 ドル＝110 円（小数点第 2 位を四捨五入）で計算している。）

- (2) 住宅ローンや学生ローンのようなリテール商品についても広く使用されている。
- (3) 社債の契約変更について、例えばニューヨーク州法では社債権者の 100%の合意が必要である。

6. 前項に加え、次のような声が聞かれた。

- (1) 米ドル建 LIBOR の公表停止時期の延期により、現行のパネル方式による公表が継続されることから、海外の銀行等において当面 LIBOR からの移行は後回しとする向きもあるため、協調融資等において早期の置換を図ることが困難なケースがある。

そのため、向こう 1 年間でエクスポージャーの削減が大きく進むかどうかは分からず、米ドル建 LIBOR からの移行について時間がかかっている。

- (2) 米国代替参照金利委員会（ARRC）は、後継金利への置換方法として、米ドル建 LIBOR の公表停止を以て、後継金利（SOFR）に置き換えるフォールバック条項を導入する方式を推奨している。

（ASBJ 事務局の分析）

7. 公表資料及び ASBJ スタッフの調査の双方からは、次の理由により米ドル建 LIBOR の公表停止時期の延長の影響が相応に生じる可能性があると考えられる。

³ （出所）LIBOR 利用状況調査結果概要（令和 3 年 5 月 19 日 金融庁・日本銀行）
<https://www.fsa.go.jp/news/r2/ginkou/20210519/dainikaichousa20210519.pdf>
 スライド 2 及び 6 より ASBJ 事務局が作成。

- (1) 米ドル建 LIBOR のエクスポージャーは日本円 LIBOR のそれに匹敵する程度の大きさがある。
 - (2) 公表停止時期の延長される米ドル建 LIBOR の貸出等の金融商品については、第 5 項に示した理由により、実務対応報告第 40 号の適用期限である 2023 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度（実務対応報告第 40 号第 14 項など）より後も相応の規模で残る可能性がある。
8. ここで、ASBJ スタッフは、米ドル建 LIBOR の貸出金又は借入金をヘッジ対象、米ドル建 LIBOR を参照する金利スワップをヘッジ手段としてヘッジ取引を行う場合の一般的な後継金利への置換方法及びその時期として次のように想定している。
- (1) ヘッジ対象については、2023 年 6 月末のフォールバック（ARRC 推奨方式）後、最初に到来する金利更改日（例えば 3 か月物の場合には 2023 年 9 月末、6 か月物では 12 月末）から後継金利に基づく金利計算が開始される。

このときの後継金利は、借手企業のニーズに応じて金利前決めであるターム物 SOFR⁴又は金利後決めである SOFR（複利）が選択される。
 - (2) ヘッジ手段については、金融機関と顧客との間での契約は、貸出と同時期であり、銀行間取引についてはフォールバック前に中央清算機関（CCP⁵）を通じた一括変換（既存の契約の中途解約と新契約の締結による契約の切替）により、当該時点から後継金利に基づく金利計算が開始される。

なお、一括変換の時期に関しては現状では明確ではないが、2023 年 6 月末より前の特定日（例：2023 年 6 月中）になる可能性がある⁶。この時の後継金利は、対顧客については、(1) で借手が選択したターム物 SOFR 又は SOFR となるが、銀行間取引では、SOFR への切替えが推奨されており、SOFR への置換が前提とされている。
9. 前項に関し、現在の実務対応報告第 40 号の適用期限が延期された米ドル建 LIBOR の公表停止時期（2023 年 6 月末）より前に到来することの影響は、以下を前提とした場合、事業会社と金融機関それぞれで、次のようなケースが想定

⁴ Secured Overnight Financing Rate（担保付翌日物調達金利）の略称である。米国におけるリスク・フリー・レートに特定されている。ターム物 SOFR と SOFR の関係のイメージは、日本における TORF と TONA の関係に相当する。

⁵ Central Counter Party の略である。

⁶ 日本証券クリアリング機構を通じた日本円 LIBOR 参照の金利スワップについては、2021 年 12 月 3 日の業務終了時点で TONA に一括変換される。

される。

(前提)

- 事業会社（借手）及び金融機関（貸手）は共に3月決算会社
- 貸出／借入は6か月物の米ドル建LIBORであり、後継金利による金利計算開始は2023年12月31日以降
- 事業会社は、米ドル建LIBORによる変動借入に対して、貸手である金融機関との間で金利固定化スワップ契約を締結した上で金利スワップの特例処理（企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」注14）を適用している。

事業会社に与える主な影響

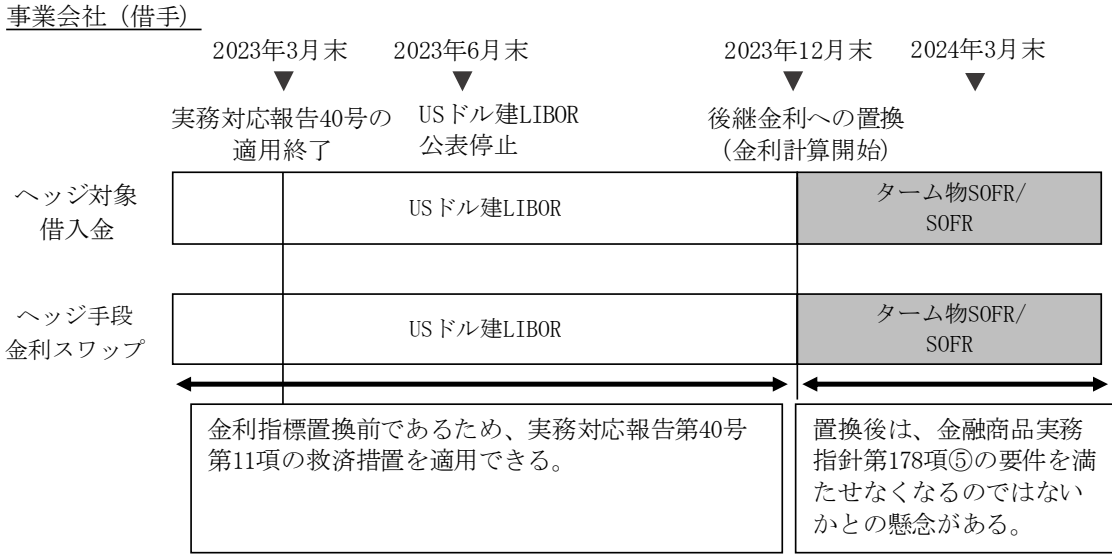
10. 実務対応報告の適用終了後も、金利指標置換前の期間は、実務対応報告第40号第11項の免除規定が適用できるため、特例処理が継続できる。

一方で、現行の実務対応報告第40号における金利指標の置換後の会計処理の定め適用期限が米ドル建LIBORの公表停止時期に先行するため、金利指標置換後は、実務対応報告第40号第19項の定めは適用できない。そのため、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」第178項に定める金利スワップの特例処理の条件⁷（以下「金利スワップの特例処理の条件」という。）に従って判定を行うことになる。

ここで、特例処理の条件⑤では「金利スワップの受払条件がスワップ期間を通じて一定であること（同一の固定金利及び変動金利のインデックスがスワップ期間を通じて使用されていること。）」が示されている。そのため、実務対応報告第40号の金利指標置換後の会計処理の定め適用期限の経過後は、借入及び金利スワップの参照金利や満期、金利改定インターバル等の条件が完全に一致した金利指標の置換が実施されたとしても、特例処理が適用できなくなる可能性がある（実務対応報告第40号第46項）。

11. 前項は、次の図のようにまとめられる。

⁷ この条件は、実務対応報告第40号第11項でも示されている。



12. これに関して、金利スワップの特例処理の適用に関して、実務対応報告第40号第47項及び第58項は、以下のとおり説明している。

（実務対応報告第40号第47項）

47.（前略）金利スワップの特例処理の適用は認められなくなる。しかしながら、金利指標改革に起因する契約条件の変更又は契約の切替のみを原因として、金利スワップの受払条件の変更が想定されること、又は、ヘッジ対象及びヘッジ手段の金利指標が一時的に異なることをもって、金利スワップの特例処理の要件を満たさないとしてこれを認めないことは、有用な財務情報の提供につながらないと考えられる（第34項(2)及び(3)参照）。

そのため、適用範囲に含まれる金融商品をヘッジ対象又はヘッジ手段として金利スワップの特例処理を適用する場合、第11項(3)から(5)で示した条件を満たしているかどうかの判断において、金利指標置換前においては、ヘッジ対象及びヘッジ手段の参照する金利指標は金利指標改革の影響を受けず既存の金利指標から変更されないとみなして判断することができるとした（第11項参照）。

13. また、実務対応報告第40号第58項は、金利スワップの特例処理が適用できない場合の影響について、以下のとおり説明している。

(実務対応報告第 40 号第 58 項)

58. 金利スワップの特例処理についても、状況はヘッジ会計の原則的処理方法と同様であるが(第 53 項参照)、次の理由により、金利スワップの特例処理の方が影響はより大きいものと考えられる。

(1)ヘッジ手段とヘッジ対象の金利指標がほぼ一致することが求められており、両方で金利指標が異なった場合、金利スワップの特例処理が認められなくなること

(2)事業会社を中心に幅広く利用されており、原則的処理方法に移行するためには、新たに金利スワップの時価評価の体制を構築する必要性が生じること

銀行等金融機関に与える主な影響

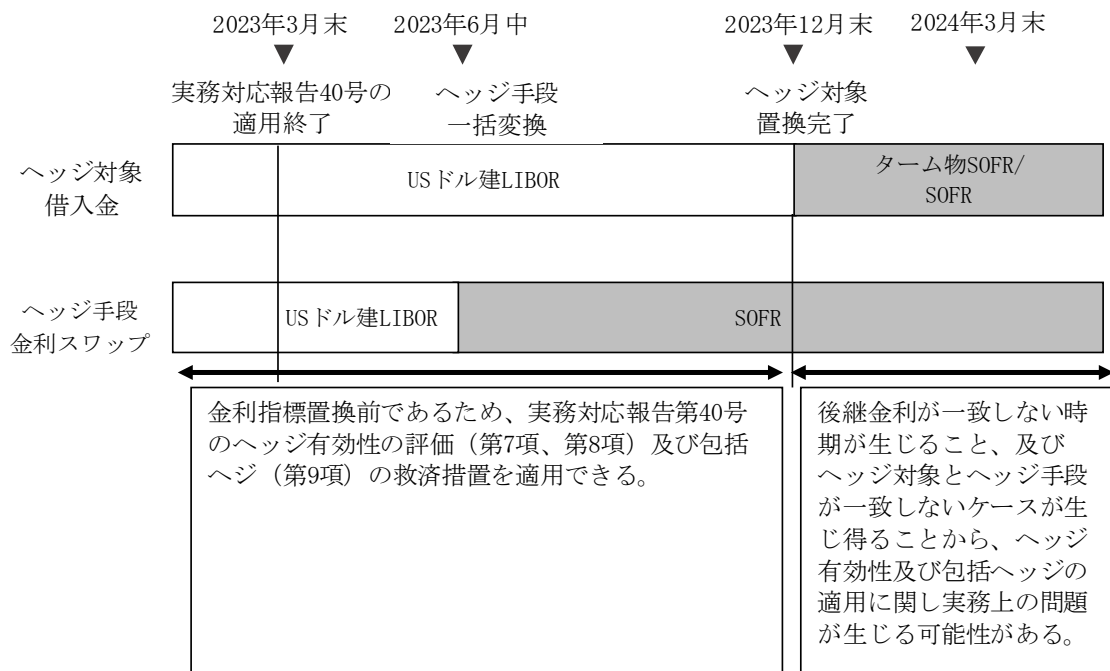
14. 銀行等金融機関が米ドル建 LIBOR を指標金利としている金融商品に関するエクスポージャーを銀行間取引によるデリバティブ取引でヘッジしている場合に、当該米ドル建 LIBOR の置換に起因する影響としては以下が考えられる。

(1) 本資料第 8 項で記載したとおり、顧客が前決め金利であるターム物 SOFR を選好した場合に、銀行間取引では SOFR が前提であることに起因するインデックスの不一致が発生する可能性がある。

(2) 対顧客取引における指標金利の変更が 2023 年 6 月末のフォールバック (ARRC 推奨方式) 後、最初に到来する金利更改日から開始されるのに対し、ヘッジ手段のデリバティブに係る金利の置換は一括変換時 (例: 2023 年 6 月中) から開始されることに起因して、後継金利が一致しない期間が発生する可能性がある。

こうした状況を、本資料第 9 項の前提の下で示すと次の図表のとおりである。

金融機関（貸手）



15. 前項により、実務対応報告第40号の適用期限の到来後に指標金利が一致しない期間が発生することが見込まれることから、ヘッジの有効性の判定及び包括ヘッジの適用要件に関し、実務上の問題が生じる可能性が考えられる⁸。

16. 金利指標置換前のこのような状況について、実務対応報告第40号第44項は、以下のとおり説明している。

(実務対応報告第40号44項)

44. 企業にとって不可避免的に発生した事象である金利指標改革に起因する要因のみにより包括ヘッジが適用できなくなると、リスクの共通する資産又は負債をグルーピングしてヘッジしているという経済実態が反映されず、有用な財務情報の提供を妨げる可能性がある。

(ASBJ 事務局による対応案)

適用期限の延期の要否

17. 本資料第7項から第16項までで示した分析に基づき、事務局は、実務対応報告

⁸ なお、金融機関の行うオープン・ポートフォリオ・ヘッジに関する会計処理については、日本公認会計士協会の業種別委員会報告で別途の取扱いが定められている。

第 40 号の背景となった考え方を維持するためには、公表当時に想定されなかった公表停止時期の延期が生じた米ドル建 LIBOR については、同実務対応報告の適用期限についても延期する必要があると考えるがどうか。

18. 加えて、本資料第 11 項及び第 14 項で示した図表のように、米ドル建 LIBOR の公表停止時期が延期されたことに伴い、金利指標置換後の会計処理に関する定め適用期限（2023 年 3 月末以前に終了する事業年度）より後まで金利指標置換前の会計処理に関する定めが適用される場合が想定される。そのため、金利指標置換後の会計処理の適用期限を延長することでこの逆転現象を解消する必要があると考えるがどうか。

延期する場合の適用期限

19. 仮に実務対応報告第 40 号の適用期限を延期する場合には、どの程度期間を延長するかが問題となる。
20. 前回専門委員会及び前回企業会計基準委員会では、実務対応報告第 40 号の適用期限の延期に言及した意見について、次のようなものが聞かれた。
 - (1) 相当規模の LIBOR を参照する契約が米ドル建 LIBOR の公表停止となる 2023 年 6 月まで残ると聞いている。実務対応報告第 40 号の適用期限が 1 年程度延期されると実務上は特段の問題なく対応できるのではないかと考える。
(第 171 回金融商品専門委員会)
 - (2) 米ドル建 LIBOR の公表停止時期の延期により、現在、移行に関する作業が止まっている状況があると聞いている。そのため、実務対応報告第 40 号の適用期限の 1 年又はそれ以上の延期は必須であると考えます。(第 468 回企業会計基準委員会)
21. 実務対応報告第 40 号の開発時に金利指標置換後の会計処理の適用期限を 2023 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度とした際には、金利指標置換後においては、置換後の金利指標に基づいてヘッジ有効性の評価や会計処理を行うことが、ヘッジ会計の趣旨に適った会計処理であり、特例的な取扱いを定めることは、有用な財務情報を提供する観点としては望ましくないとはいえない可能性がある（実務対応報告第 40 号第 53 項）とされていた。
22. それにもかかわらず特例的な取扱いが設けられたのは、実務対応報告第 40 号の公表に至る検討の過程において、我が国固有の事情として、LIBOR が引き続き存在することにより、置換後の金利指標として複数の金利指標が候補になり得ることから、金利指標置換後の金利指標の選択に関する実務や企業のヘッジ行動

について不確実な点が多いことを考慮したことによる。

23. しかし、こうした措置は国際的な会計基準でも採られていない特例的なものである⁹ことから、日本基準を国際的な会計基準と同様に高品質なものにするという観点からも、こうした措置は短期的なものにしなければならないことから、実務対応報告第40号の適用期限は、LIBORが公表停止になった後、概ね1年である2023年3月31日以前に終了する事業年度までとされた。
24. なお、前回専門委員会及び前回企業会計基準委員会で示した論点をまとめるにあたり、財務諸表の作成者（一部の銀行業）に対して論点の照会を行っている¹⁰が、ここでは、次のような意見が寄せられた。
- (1) 少なくとも2024年3月末までの延長は必要であると考えており、フォールバックによる後継金利指標への移行が概ね完了すると想定される2024年6月末までの延長が望ましいと考える。
 - (2) 2023年6月末の廃止直前まで金利移行がなされないケースも想定され、3M-LIBORであれば6月末の契約が9月末まで残存し、6Mであれば12月末まで残存する可能性があることから、2023年度（2024年3月末）まで特例的な取扱いを延長する必要があると考える。
 - (3) 少なくとも2024年3月末までは特例的な取扱いの期限を延期することがベターではないかと考える。
25. 上記の意見、また、日本基準を国際的基準と同様に高品質なものにするという観点からも、こうした措置は短期的なものにしなければならないという視点を踏まえ、米ドル建LIBORに関して実務対応報告第40号の適用期限を1年延期し、2024年3月31日以前に終了する事業年度まで延長することが考えられるかどうか。なお、米ドル建LIBOR以外のLIBORに関する実務対応報告第40号の適用期限の延長については（論点3）で検討している。

（論点2）シンセティック円LIBORへの対応の要否

（英ポンド建シンセティックLIBORの公表期間が最長10年とされている理由）

⁹ IFRS（IAS第39号「金融商品－認識及び測定」及びIFRS第9号「金融商品」）及び米国会計基準におけるASC Topic848（金利指標改革）においても、ヘッジ対象及びヘッジ手段の両方が特例的な取扱いの範囲に含まれない後継金利に置き換わった場合に、原則的にはこのような措置は採られていない。

¹⁰ 第171回金融商品専門委員会資料(2)第6項及び第468回企業会計基準委員会審議事項(1)-2第6項参照。

26. 英ポンド建シンセティック LIBOR の公表期間が最長 10 年とされている基礎は、2020 年に改正案が公表され、2021 年に改正された金融サービス法に求められる。
27. 金融サービス法では、前項の期間を 10 年としたことに関する明確な理由は示されていない。しかし、ASBJ スタッフの調査においては、シンセティック LIBOR の公表を強制する権限は法律に求められるため、1 年ごとの見直しでは毎年法律の改正が必要となることとなるため、最初から一定程度の余裕を見た法律の制定が行われているのではないかという声が聞かれた。
28. また、英ポンド建 LIBOR についても、リテール商品にも幅広く LIBOR が使用されていること及び英国法では社債の変更について社債権者の 75% の賛成が必要とされていることなどから、日本における LIBOR の移行よりも困難が多く、相応にタフレガシーが生じる可能性があるかと判断されており、これを LIBOR 以外の指標に移行させていくには相応の時間がかかるのではないかという声が聞かれた。

(ASBJ 事務局の分析)

29. 前回企業会計基準委員会資料では、日本円建シンセティック LIBOR に関して次の分析を示した。
 - (1) シンセティック LIBOR への移行は、実質的に金利指標の置換にあたる可能性があるものと考えられる。仮に金利指標の置換にあたる場合、実務対応報告第 40 号では、金利指標置換後の特例的な取扱いを認める要件が定められており（実務対応報告第 40 号第 30 項）、それに従うことになる。
 - (2) タフレガシーに該当する例は、国内では一般的に多くないものと想定される。
30. 英ポンド建 LIBOR のエクスポージャーについては、次のように考えられるのではないかと。
 - (1) 実務対応報告第 40 号第 3 項の適用範囲か否かについての前項 (1) の分析は、英ポンド建 LIBOR についても同様であると考えられる。

すなわち、シンセティック英ポンド建 LIBOR は、リスク・フリー・レートである SONIA（ポンド翌日物平均金利）のターム物に、ISDA（国際スワップデリバティブ協会）定義のスプレッド調整を加えた形で算出されるため、実質的に契約の置換であり、実務対応報告第 40 号の第 3 項における、「その契

約の経済効果が金利指標置換の前後で概ね同等となることを意図した金融商品の契約上のキャッシュ・フローの基礎となる金利指標を変更する契約条件の変更」に該当する可能性がある。

- (2) タフレガシーに該当する例の規模に関する前項(2)について、企業向け貸出金については、基本的には契約相手先が明確な関係であり、LIBORからの移行交渉を行う事は可能であると考えられる。

そのため、シンセティック LIBOR は、パネル LIBOR とは算定方法が異なるものであることに鑑みて早期の移行が促されているものであることを考慮すると、貸出金についてシンセティック LIBOR が長期間使用されるケースは限定的であるものと考えられるのではないかと。

なお、本資料第 28 項で記載したとおり、英ポンド建 LIBOR は企業向け貸出以外にも幅広く用いられているが、邦銀の英ポンド建リテール商品又は債券へのエクスポージャーは極めて限定的であると考えられるのではないかと。

(ASBJ 事務局による対応案)

31. 前項により、英ポンド建シンセティック LIBOR の公表期間が最長 10 年間（ただし毎年見直しを行う。）とされていることを理由として、実務対応報告第 40 号を改正して取扱いを明らかにする必要はないものと考えられる。

また、日本円建シンセティック LIBOR 等に関しても、前回企業会計基準委員会における分析について変更を要するような事情は識別されていない。

したがって、シンセティック LIBOR に関する取扱いに関連して実務対応報告第 40 号を改正して取扱いを明らかにする必要はないものと考えられるがどうか。

(論点 3) 米ドル以外の通貨建 LIBOR の適用期限の延期の要否

(TORF 及び TORF スワップ市場の状況)

32. 前回企業会計基準委員会では、指標金利に関するスワップ市場の状況に鑑みて実務対応報告第 40 号の適用期限が 2023 年 3 月までで良いのかについては再度検討する必要があると考えるとの意見が聞かれた。
33. これについて、ASBJ スタッフは、TORF 市場及び TORF スワップの市場に関する

調査を行った。

34. 調査の過程では、対顧客では、顧客が前決金利を選好することが多いため代替金利指標として TORF、ヘッジ手段として TORF スワップを選好することも考えられるが、インターバンク市場では金利について後決め複利が基本となっていることもあり、TONA 一択が基本であり、そのような使い分けがなされていくのではないかという声が聞かれた。

(ASBJ 事務局の分析及び対応案)

35. 現在のパネル方式の LIBOR は、金利前決めであることから、金融機関の対顧客取引において、同じく前決めである TORF、及び当該 TORF 支払金利を固定化するヘッジ手段としての TORF スワップへのニーズは相応にあるものと考えられる。

なお、銀行は、顧客への TORF ベースの貸出や、それに対応する TORF スワップ等のポジションを全体的に勘案し、残存する TORF への金利エクスポージャーをインターバンク市場でのスワップにより（包括）ヘッジするが、インターバンク市場では後決め金利である TONA ファーストということとなっているため、金融機関がベシス・リスクを負うケースが生じることになる。

36. 前項の状況は、昨年実務対応報告第 40 号の適用時期の検討を行ったときから大きく変化したわけではなく、また、インターバンク市場が TONA ファーストの下で、TONA を基礎とした取引が中心となる状況は今後も大きく変わることはないのではないかと考えられる。
37. また、金利指標置換後の会計処理に関する定め適用期間については、実務対応報告第 40 号の開発時には次のように考えられていた。

(1) 実務対応報告 40 号第 53 項に記載されるとおり、金利指標置換後においては、置換後の金利指標に基づいてヘッジ有効性の評価や会計処理を行うことが、ヘッジ会計の趣旨に適った会計処理であり、特例的な取扱いを定めることは、有用な財務情報を提供する観点としては望ましくないとはいえない可能性がある。

(2) この点、実務対応報告第 40 号公表に至る検討においては、我が国固有の事情として、TIBOR が引き続き存在することにより、置換後の金利指標として複数の金利指標が候補になり得ることから、金利指標置換後の金利指標の選択に関する実務や企業のヘッジ行動について不確実な点が多いことを考慮し、このような特例的な措置を認めることとした。

(3) しかし、こうした措置は国際的な会計基準でも採られていない特例的なものであることから、日本基準を国際的基準と同様に高品質なものにするという観点からも、こうした措置は短期的なものにしなければならない。

38. そのため、米ドル建以外の LIBOR の置換に関しては、実務対応報告第 40 号の適用期限の延長を行う必要性は乏しい可能性があるのではないかと考えられる¹¹。
39. 一方、前述のとおり、ASBJ 事務局は、米ドル建の LIBOR について、実務対応報告第 40 号の適用期限を 1 年間、延長することを提案している。米ドル以外の通貨建の LIBOR の不確実性が完全になくなったということでもなく、また、適用期限を延期しても濫用のおそれがないと考えられることから、米ドル建 LIBOR とそれ以外の通貨建 LIBOR を分けることなく、一律に実務対応報告第 40 号の適用期限を 1 年間、延長することが考えられるがどうか。

ASBJ 事務局提案のまとめ

40. (論点 1) から (論点 3) で示した ASBJ 事務局提案は次のようにまとめられる。
- (1) 米ドル建 LIBOR とそれ以外の通貨建 LIBOR を分けることなく、一律に実務対応報告第 40 号の適用期限を 1 年間、延長する。
 - (2) シンセティック LIBOR の取扱いに関して、実務対応報告第 40 号で別途の記載を行わない。
41. 前項に関する改正実務対応報告第 40 号の文案については、審議事項(6)-3 で検討している。また、金利指標の置換後の会計処理に関する実務対応報告第 40 号の適用期限を 1 年間、延長する提案に関連し、次の意見が寄せられている。これに関する対処についても併せて審議事項(6)-3 で検討している。
- (1) 実務対応報告第 40 号第 19 項の金利スワップの特例処理に係る金利指標置換後の会計処理の定め記載の趣旨について明確化を図るべきではないか。
 - (2) 仮に実務対応報告第 40 号の適用期限を延長したとしても、再度取扱いを見直す旨の記載を追加すべきである。

¹¹ 金融機関の行うオープン・ポートフォリオ・ヘッジに関する会計処理については、基本的には、これまで日本公認会計士協会の業種別委員会報告で取扱いが定められていたものであり、実務対応報告第 40 号における検討の対象とはしていない。

ディスカッション・ポイント

本資料で示した論点 1 から論点 3 に関する ASBJ 事務局の再整理及び事務局案についてご意見をお伺いしたい。

以 上